

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第22号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 訪問介護

第1節 訪問介護（第3条—第9条）

第2節 基準該当訪問介護（第10条—第13条）

第3章 訪問入浴介護

第1節 訪問入浴介護（第14条—第17条）

第2節 基準該当訪問入浴介護（第18条）

第4章 訪問看護（第19条—第22条）

第5章 訪問リハビリテーション（第23条—第25条）

第6章 居宅療養管理指導（第26条—第29条）

第7章 通所介護

第1節 指定通所介護（第30条—第34条）

第2節 指定療養通所介護（第35条—第39条）

第3節 基準該当通所介護（第40条）

第8章 通所リハビリテーション（第41条—第44条）

第9章 短期入所生活介護

第1節 指定短期入所生活介護（第45条—第52条）

第2節 ユニット型指定短期入所生活介護（第53条—第56条）

第3節 基準該当短期入所生活介護（第57条—第60条）

第10章 短期入所療養介護

第1節 指定短期入所療養介護（第61条—第66条）

第2節 ユニット型指定短期入所療養介護（第67条—第69条）

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 指定特定施設入居者生活介護（第70条—第75条）

第2節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第76条—第79条）

第12章 福祉用具貸与

第1節 福祉用具貸与（第80条—第84条）

第2節 基準該当福祉用具貸与（第85条）

第13章 特定福祉用具販売（第86条—第89条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用料 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項の規定による居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(2) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第

2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

(3) 特例居宅介護サービス費用基準額 法第42条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に基準該当居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

(4) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第2章 訪問介護

第1節 訪問介護

（訪問介護員等）

第3条 条例第5条第1項の規定により指定訪問介護事業所（同項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下この章において同じ。）ごとに置かなければならない訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 条例第5条第2項の規定により指定訪問介護事業所ごとに常勤の訪問介護員等のうちから選任しなければならないサービス提供責任者の員数は、1（利用者（指定訪問介護事業者（同条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下この節において同じ。）が指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護（条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下この条及び次条において同じ。）の事業とを同一の事業所において一體的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40を超える場合は、1に、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上とする。この場合において、利用者の数が40を超える指定訪問介護事業所にあっては、常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に法第41条第1項本文の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1

項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第23号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。)第3条第1項から第4項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防訪問介護の事業と一体的に運営する場合の設備等の基準)

第4条 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第7条に定める基準を満たすことをもって、条例第7条に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(重要事項の説明)

第5条 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、条例第8条に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第8条に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第8条に規定する重要事項を記録したものを作成する方法

2 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 第1項の電子情報処理組織とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算

機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 指定訪問介護事業者は、第1項の規定により条例第8条に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に掲げる方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 指定訪問介護事業者は、前項の規定による承諾をした利用申込者又はその家族から条例第8条に規定する重要事項の提供を電磁的方法により受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、条例第8条に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(条例第16条の規則で定める計画)

第6条 条例第16条の規則で定める計画は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条第1号のハ及びニに規定する計画とする。

(利用料等の受領)

第7条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービス(条例第15条に規定する法定代理受領サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域(条例第10条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項に規定する費用とする。

(サービス提供証明書の交付)

第8条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(訪問介護計画)

第9条 サービス提供責任者は、訪問介護計画について条例第23条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成したときは、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

3 前2項の規定は、訪問介護計画の変更について準用する。

第2節 基準該当訪問介護

(訪問介護員等)

第10条 条例第43条の規定により適用される条例第5条第1項の規定により基準該当訪問介護事業所ごとに置かなければならない訪問介護員等の員数は、3人以上とする。

2 条例第43条の規定により適用される条例第5条第2項の規定により基準該当訪問介護事業所ごとに訪問介護員等のうちから選任しなければならないサービス提供責任者の員数は、1人以上とする。この場合における訪問介護員等は、常勤であることを要しない。

3 基準該当介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第41条第2項に規定する基準該当介護予防訪問介護事業者をいう。次条において同じ。）が基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。次条において同じ。）の事業と基準該当訪問介護の事業とを同一の事業所において一體的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準規則第10条第1項及び第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（基準該当介護予防訪問介護の事業と一體的に運営する場合の設備等の基準）

第11条 基準該当介護予防訪問介護事業者が基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とを同一の事業所において一體的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第7条に定める基準を満たすことをもって、条例第7条に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（条例第42条第1項ただし書の規則で定める場合）

第12条 条例第42条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
 - (2) 当該訪問介護が、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
 - (3) 当該訪問介護が、サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
 - (4) 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
 - (5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合
- （その他の基準）

第13条 前3条に定めるものほか、基準該当訪問介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第5条、第6条、第7条（第1項を除く。）、第8条及び第9条に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第7条第2項及び第8条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問介護事業者」と、「指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第7条第2項中「指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護」と、「指定訪問

介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「基準該当訪問介護に係る特例居宅介護サービス費用基準額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第8条中「指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当訪問介護の」とする。

第3章 訪問入浴介護

第1節 訪問入浴介護

(従業者)

第14条 条例第45条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。） 1以上

(2) 介護職員 2以上

(条例第47条第4号の規則で定める従業者)

第15条 条例第47条第4号の規則で定める従業者は、看護職員1人及び介護職員2人とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していることなどから、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3人とすることができる。

2 前項の従業者のうち1人は、当該指定訪問入浴介護（条例第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の提供の責任者としなければならない。

(利用料等の受領)

第16条 指定訪問入浴介護事業者（条例第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合については、それに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 条例第52条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項各号に掲げる費用とする。

(準用)

第17条 第3条第5項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定訪問入浴介護の事業及び指定訪問入浴介護事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基

準条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の」と、「ついては、」とあるのは「ついては、指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第14条」と、「満たすこと」とあるのは「満たすこと」に加え、介護職員を1人置くこと」と、「前各項」とあるのは「条例第45条第3項及びこの規則第14条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第50条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第7条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第52条において準用する条例第7条」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当訪問入浴介護

(基準該当訪問入浴介護の事業の基準)

第18条 第10条第3項及び第11条の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第10条第3項中「基準該当介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第41条第2項に規定する基準該当介護予防訪問介護事業者）とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第53条第2項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護事業者）と、「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護）とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第53条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護）と、「第10条第1項及び第2項」とあるのは「第14条」と、「満たすこと」とあるのは「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」と、「前2項」とあるのは「第14条」と、第11条中「基準該当介護予防訪問介護事業者が基準該当介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者が基準該当介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第50条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第7条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第52条において準用する条例第7条」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるものほか、基準該当訪問入浴介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第16条第1項及び前条（第3条第5項及び第4条を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、第15条第2項中「指定訪問入浴介護（条例第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第16条第2項中「指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護」と、「指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に係る特例居宅介護サービス費用基準額」と、同条第3項中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業者」と、「前2項」とあるのは「前項」と、同項第1号中「指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、前条中「指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは

「基準該当訪問入浴介護事業者」と、「読み替える」とあるのは「、第8条中「法定代理受領サービスに該当しない」とあるのは「第16条第2項の」と読み替える」とする。

第4章 訪問看護

(従業者)

第19条 条例第56条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 指定訪問看護ステーション（条例第56条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下この項において同じ。）の看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）常勤換算方法で2.5以上
 - (2) 指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 当該指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当事数
 - (3) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（条例第56条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）の看護職員 適当事数
- 2 次の各号に掲げる事業者が指定訪問看護事業者（条例第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場合には、前項第1号及び第3号に定める基準を満たしているものとみなすことができる。
- (1) 指定期回・随时対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者をいう。） 指定期回・随时対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護をいう。）の事業と指定訪問看護（条例第55条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合であって、指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項第4号のイに定める基準を満たすとき。
 - (2) 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。） 指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業と指定訪問介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合であって、指定地域密着型サービス基準第171条第4項に定める基準を満たすとき。

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問看護にかかる居宅介護サービス費用基準額及び健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じない

ようにしなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 条例第66条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項に規定する費用とする。

(訪問看護計画)

第21条 看護師等（条例第63条第1項に規定する看護師等をいう。次項において同じ。）は、訪問看護計画について同条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 看護師等は、訪問看護計画を作成したときは、当該訪問看護計画を利用者に交付しなければならない。

(準用)

第22条 第3条第5項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定訪問看護の事業及び指定訪問看護事業者について準用する。

この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第55条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の」と、「ついては、」とあるのは「ついては、指定介護予防サービス等基準条例第56条第3項及び」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第19条」と、「前各項」とあるのは「条例第56条第3項及びこの規則第19条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第55条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第58条第1項から第3項まで」と、「条例第7条」とあるのは「条例第58条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

第5章 訪問リハビリテーション

(利用料等の受領)

第23条 指定訪問リハビリテーション事業者（条例第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーション（条例第67条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービス、に該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額及び健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなけ

ればならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 条例第75条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項に規定する費用とする。

(訪問リハビリテーション計画)

第24条 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画について条例第72条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(準用)

第25条 第3条第5項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションの」と、「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。）第3条第1項から第4項まで」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第66条」と、「前各項」とあるのは「条例第68条」と、第4条中「指定介護予防サービス等基準条例第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションの」と、「指定介護予防サービス等基準条例第66条に規定する指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第67条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第69条」と読み替えるものとする。

第6章 居宅療養管理指導

(従業者)

第26条 条例第77条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所（条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この項において同じ。）の医師又は歯科医師 1以上
 - (2) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）、歯科衛生士又は栄養士 適当事
 - (3) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師 1以上
 - (4) 指定訪問看護ステーション等（条例第77条第1項第3号に規定する指定訪問看護ステーション等をいう。）である指定居宅療養管理指導事業所の看護職員 1以上
- (利用料等の受領)

第27条 指定居宅療養管理指導事業者（条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下この条及び第29条において同じ。）は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導（条例第76条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下この条及び第29条において同じ。）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額及び健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の規定により受け支払のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 条例第83条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項に規定する費用とする。

（居宅サービスの提供等に必要な情報提供等）

第28条 医師又は歯科医師は、条例第80条第1項第3号の規定による情報提供又は助言をサービス担当者会議において行うことができない場合には、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に對し、原則として、当該情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

（準用）

第29条 第3条第5項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業及び指定居宅療養管理指導事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導の」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第26条」と、「前各項」とあるのは「第26条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第75条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第78条」と読み替えるものとする。

第7章 通所介護

第1節 指定通所介護

（従業者）

第30条 条例第85条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 生活相談員 指定通所介護（条例第84条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に専ら当該指定通所介護の提供に当

たる生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要と認められる数

(2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が勤務している時間数の合計数を平均提供時間数（当該単位における指定通所介護を提供している延べ時間数を当該単位における利用者（指定通所介護事業者（条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下この節において同じ。）が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第81条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下この号において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数で除して得た数をいう。次項において同じ。）で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上となるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 指定通所介護事業所（条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条及び第33条において同じ。）の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条において同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を平均提供時間数で除して得た数が1以上となるために必要と認められる数とすることができる。この場合において、条例第85条第4項中「又は介護職員」とあるのは、「看護職員又は介護職員」とする。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、介護職員（前項前段の場合にあっては、看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものとする。

（設備）

第31条 条例第86条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 食堂及び機能訓練室 次に定める基準

ア それぞれ必要な広さを有するものであること。ただし、食

事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。

イ 合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上の面積であること。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

2 前項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(利用料等の受領)

第32条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るもの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用の取扱い等については、省令第96条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 条例第96条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(通所介護計画)

第33条 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画について条例第89条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成したときは、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

(準用)

第34条 第3条第5項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定通所介護の事業及び指定通所介護事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第81条に規定する指定介護予防通所介護の」と、「ついては、」とあるの

は「ついては、指定介護予防サービス等基準条例第82条第3項及び第4項並びに」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第30条」と、「前各項」とあるのは「条例第85条第3項及び第4項並びにこの規則第30条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第81条に規定する指定介護予防通所介護の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第83条及び指定介護予防サービス等基準規則第31条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第86条及びこの規則第31条」と読み替えるものとする。

第2節 指定療養通所介護

(療養通所介護従業者)

第35条 条例第99条第2項の規定により定める療養通所介護従業者（同条第1項に規定する療養通所介護従業者をいう。以下この条において同じ。）の員数の基準は、利用者の数が1.5に対し、当該指定療養通所介護事業所（同項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下この節において同じ。）が指定療養通所介護（条例第97条に規定する指定療養通所介護をいう。以下この節において同じ。）の提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

(条例第102条第1項の規則で定める面積)

第36条 条例第102条第1項の規則で定める面積は、6.4平方メートルに利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上の面積とする。

(サービス担当者会議の構成員)

第37条 条例第105条第2項の規定によりサービス担当者会議において検討する場合は、主治の医師をその構成員としなければならない。

(療養通所介護計画)

第38条 条例第107条第3項の規則で定める訪問看護計画は、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画とする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画について条例第107条第4項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

(第1節の規定の適用関係)

第39条 指定療養通所介護の事業に対する第32条及び第34条の規定の適用については、第32条第3項中「次に」とあるのは「次の各号（第2号を除く。）に」と、第34条中「読み替える」とあるのは「、第5条第1項、第4項及び第5項中「第8条」とあるのは「第103条」と読み替える」とする。

2 第30条、第31条及び第33条の規定は、指定療養通所介護の事業には適用しない。

第3節 基準該当通所介護

(基準該当通所介護の事業の基準)

第40条 第10条第3項及び第11条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第3項中「基準該当介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第41条第2項に規定する基準該当介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第95条第2項に規定する基準該当介護予防通所介護事業者」と、「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第95条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護」と、「ついては、」とあるのは「ついては、指定介護予防サービス等基準条例第82条第3項及び」と、「第10条第1項及び第2項」とあるのは「第30条」と、「前2項」とあるのは「条例第85条第3項及びこの規則第30条」と、第11条中「基準該当介護予防訪問介護事業者が基準該当介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第96条の規定により読み替えて適用される指定介護予防サービス等基準条例第83条及び指定介護予防サービス等基準規則第31条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第115条の規定により読み替えて適用される条例第86条及びこの規則第31条」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、基準該当通所介護の従業者、設備及び運営の基準は、第1節（第30条第2項後段、第32条第1項及び第34条（第3条第5項及び第4条を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第30条第1項第1号及び第32条第2項を除く。）中「指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、これらの規定（第30条第1項第3号を除く。）中「指定通所介護事業者」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、これらの規定（同条第2項を除く。）中「指定通所介護事業所」とあるのは「基準該当通所介護事業所」と、同条第1項第1号中「指定通所介護（条例第84条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「基準該当通所介護」と、「当該指定通所介護」とあるのは「当該基準該当通所介護」と、同項第3号中「指定通所介護事業者（条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護（同条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護」と、同条第2項中「指定通所介護事業所（条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条及び第33条において同じ。）」とあるのは「基準該当通所介護事業所」と、「当該指定通所介護事業所」とあるのは「当該基準該当通所介護事業所」と、第31条第1項第1号中「食堂及び機能訓練室」とあるのは「食事を行う場所及び機能訓練を行う場所」と、同項第2号中「相談室」とあるのは「生活相談のための場所」と、第32条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、

「指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「基準該当通所介護に係る特例居宅介護サービス費用基準額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同項第2号中「居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「特例居宅介護サービス費用基準額」と、第34条中「読み替える」とあるのは「、第8条中「法定代理受領サービスに該当しない」とあるのは「第32条第2項」と読み替えるとする。

第8章 通所リハビリテーション

（従業者）

第41条 条例第117条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 指定通所リハビリテーション（条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師をいう。）又は介護職員（以下この条において「理学療法士その他の従業者」という。）次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定通所リハビリテーションの単位（指定通所リハビリテーションであってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一體的に行われるものをいう。）ごとに、利用者（指定通所リハビリテーション事業者（条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下この章において同じ。）が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下この条において同じ。）の事業とを同一の事業所において一體的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数が次の(?)又は(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(?)又は(1)に定める基準

(7) 10人以下の場合 指定通所リハビリテーションの提供を行なう時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士その他の従業者の数が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(1) 10人を超える場合 提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士その他の従業者の数が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アの(?)又は(1)に定める人員のうち専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、1（利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上確保されていること。

2 診療所である指定通所リハビリテーション事業所（条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。次条において同じ。）に対する前項第2号の規定の適用について

は、同号のイ中「又は言語聴覚士が、1（利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上確保されている」とあるのは、「若しくは言語聴覚士又は看護師（通所リハビリテーション又はこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する者に限る。）が、常勤換算方法で、0.1以上確保されるために必要と認められる数とすることができます」とする。

（設備）

第42条 条例第118条第1項の規則で定める面積（指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えた面積）は、3平方メートルに利用定員（指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上の面積とする。

（通所リハビリテーション計画）

第43条 医師等の従業者（条例第121条第1項に規定する医師等の従業者をいう。次項において同じ。）は、通所リハビリテーション計画について同条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に對して説明しなければならない。

2 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

（準用）

第44条 第3条第5項、第4条から第6条まで、第8条及び第32条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの」と、「については、」とあるのは「については、指定介護予防サービス等基準条例第98条第3項及び」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第37条」と、「前各項」とあるのは「条例第117条第3項及びこの規則第41条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第99条及び指定介護予防サービス等基準規則第38条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第118条及びこの規則第42条」と、第32条第5項中「第96条」とあるのは「第125条」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

第1節 指定短期入所生活介護

（従業者）

第45条 条例第127条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 1以上

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、1（利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上

(3) 介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。） 常勤換算方法で、1（利用者の数が3を超える場合にあっては、1に、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所（条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の実情に応じた適當数

2 利用定員（指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護（条例第126条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる利用者（指定短期入所生活介護事業者（条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下この節において同じ。）が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下この節及び次条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下この節及び次条において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所には、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第1項の従業者の員数の基準は、同項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第27号）第3条に定める特別養護老人ホームの職員の員数の基準とする。この場合において、当該指定短期入所生活介護の利用者は、当該特別養護老人ホームの入所者とみなすものとする。

4 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第41条第1項本文の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

5 次項に定める施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該施設と一体的に運営が行われるもの（以下この節において「併設事業所」という。）の従業者の員数の基準は、第1項の規定にかかわらず、併設事業所の従業者の員数と当該施設の従業者の員数の合計数について当該施設の入所者等も当該指定短期入所生活介護事業所の利用者として同項に定めるところにより算定した数とする。

6 条例第127条第3項ただし書の規則で定める施設は、特別養護

老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、介護老人保健施設及び指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所（以下この章において「特別養護老人ホーム等」という。）とする。

（利用定員等）

第46条 条例第128条の規則で定める指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第3項に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 併設事業所又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（条例第146条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）を除く。）であって、ユニット型指定短期入所生活介護事業所が併設され一体的に運営されているもののうち、これらの利用定員の総数が20人以上であるもの

2 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該指定介護予防短期入所生活介護の利用者を当該指定短期入所生活介護の利用者とみなして、条例第128条の規定を適用する。

（設備）

第47条 条例第129条第1項ただし書の規則で定める指定短期入所生活介護事業所の建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物とする。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（次号において「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長と相談の上、条例第143条において準用する条例第93条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第143条において準用する条例第93条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第129条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第129条第4項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

- ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 次に定める基準

- ア それぞれ必要な広さを有するものであること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。
- イ 合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上の面積であること。

(3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所及び洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

4 前項に定めるもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 廊下（中廊下を除く。）の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

5 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより指定短期入所生活介護事業所及び当該社会福祉施設等の効率的な運営が可能であり、かつ、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者及び当該社会福祉施設等の入所者等の処遇に支障がない場合については、当該指定短期入所生活介護事業所には、条例第129条第3項第2号から第4号まで、第7号、第9号及び第12号から第15号までに掲げる設備を設けないことができる。

6 併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）の条例第129条第3項各号（第1号を除く。）に掲げる設備を利用することができる場合であって、当該併設事業所及び当該併設本体施設の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設事業所である指定短期入所生活介護事業所には、当該設備を設けないことができる。

7 第45条第3項に規定する特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所の設備等については、条例第129条第3項並びにこの条第3項及び第4項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第57号）第11条及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第2条に定める特別養護老人ホームの設備の基準を満たすことで足りるものとする。

（利用料等の受領）

第48条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者か

<p>ら利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>しなければならない。</p>
<p>2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>(条例第139条第2号の規則で定める指定短期入所生活介護事業者)</p>
<p>3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けができる。</p>	<p>第50条 条例第139条第2号の規則で定める指定短期入所生活介護事業者は、第45条第3項に規定する特別養護老人ホームとする。</p>
<p>(1) 食事の提供に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額 (同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額) を限度とする。)</p>	<p>(条例第140条の規則で定める人数)</p>
<p>(2) 滞在に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額 (同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額) を限度とする。)</p>	<p>第51条 条例第140条の規則で定める人数は、次の各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p>
<p>(3) 省令第127条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p>	<p>(1) 第45条第3項に規定する特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所 当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p>
<p>(4) 省令第127条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p>	<p>(2) 前号の指定短期入所生活介護事業所以外の指定短期入所生活介護事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p>
<p>(5) 送迎に要する費用 (省令第127条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める場合を除く。)</p>	<p>(準用)</p>
<p>(6) 理美容代 (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>第52条 第3条第5項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護の」と、「については、」とあるのは「については、指定介護予防サービス等基準条例第108条第3項及び第4項並びに」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第41条」と、「前各項」とあるのは「条例第127条第3項及び第4項並びにこの規則第45条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第110条及び指定介護予防サービス等基準規則第43条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第129条及びこの規則第47条」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の取扱い等については、省令第127条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p>	<p>第2節 ユニット型指定短期入所生活介護 (設備等)</p>
<p>5 条例第143条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とし、同項の規定による説明は、当該費用に係るサービスの内容及び当該費用を記した文書を交付して行わなければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同項の規定による同意については、文書により得なければならない。</p>	<p>第53条 条例第146条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) ユニット (条例第144条に規定するユニットをいう。以下の条及び第55条において同じ。) 次に定める基準 ア 一のユニットの利用定員 (ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護 (条例第144条に規定するユニット型指定短期入所生活介護をいう。以下この節において同じ。) の提供を受けることができる利用者 (ユニット型指定短期入所生活介護事業者 (条例第147条第6項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。) がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者 (指定介護予防サービス等基準条例第128条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下この条において同じ。) の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入</p>
<p>第49条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画について条例第132条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p>	
<p>2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成したときは、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付</p>	

- 所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第126条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下この条において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、おおむね10人以下とすること。
- イ 次の(7)から(i)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(7)から(i)までに定める基準
- (7) 居室 次に定める基準
- a 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
 - b いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室（条例第144条に規定する共同生活室をいう。以下この条において同じ。）に近接して一体的に設けること。
 - c 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - d 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- (i) 共同生活室 次に定める基準
- a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上の面積を標準とすること。
 - c 必要な設備及び備品を備えること。
- (v) 洗面設備 次に定める基準
- a 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - b 要介護者が使用するに適したものとすること。
- (i) 便所 次に定める基準
- a 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - b 要介護者が使用するに適したものとすること。
- (2) 浴室 要介護者が入浴するに適したものとすること。
- 2 ユニットに属さない居室を改修した場合であって利用者同士の視線の遮断が確保されているときは、当該居室を隔壁の壁は、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下（中廊下を除く。）の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。ただし、その一部を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、廊下（中廊下を除く。）の幅は1.5メートル以上、中廊下の幅は1.8メートル以上とすることができる。
- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 4 他の社会福祉施設等の設備を利用することによりユニット型指定短期入所生活介護事業所及び当該社会福祉施設等の効率的な運営が可能であり、かつ、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者及び当該社会福祉施設等の入所者等へのサービスの提供に支障がない場合については、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、条例第146条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる設備を設けないことができる。
- 5 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この項において「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の条例第146条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる設備を利用することができる場合であって、当該併設ユニット型事業所及び当該ユニット型事業所併設本体施設の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該併設ユニット型事業所であるユニット型指定短期入所生活介護事業所には、当該設備を設けないことができる。
- 6 第45条第3項に規定する特別養護老人ホームであるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第2号に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条及び次条において同じ。）の設備等については、条例第146条第1項並びにこの条第1項及び第3項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第11条第1項及び第2項並びに第36条並びに特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第2条第1項及び第2項並びに第7条に定めるユニット型特別養護老人ホームの設備の基準を満たすことで足りるものとする。
- （条例第151条第2号及び第3号の規則で定めるユニット型指定短期入所生活介護事業者）
- 第54条 条例第151条第2号及び第3号の規則で定めるユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前条第6項に規定するユニット型特別養護老人ホームがユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合のユニット型指定短期入所生活介護事業者とする。
- （勤務体制の確保等）
- 第55条 条例第152条第1項の規定による従業者の勤務の体制は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- （適用関係）
- 第56条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業に対する第51条及び第52条の規定の適用については、第51条第1号中「第45条第3項に規定する特別養護老人ホーム」とあるのは「第53条第6項に規定するユニット型特別養護老人ホーム」と、「当該特別養護老

人ホーム」とあるのは「当該ユニット型特別養護老人ホーム」と、「入所定員」とあるのは「第53条第1項第1号に規定するユニット(次号において「ユニット」という。)ごとの入居定員」と、同条第2号中「利用定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と、第52条中「第110条及び」とあるのは「第110条第1項及び第2項並びに第128条並びに」と、「第43条」とあるのは「第43条第1項及び第2項並びに第49条」と、「第129条及びこの規則第47条」とあるのは「第129条第1項及び第2項並びに第146条並びにこの規則第47条第1項及び第2項並びに第53条」とする。

2 第47条第3項から第7項まで及び第50条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業には適用しない。

第3節 基準該当短期入所生活介護

(条例第155条の規則で定める事業所等)

第57条 条例第155条の規則で定める事業所等は、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)及び社会福祉施設とする。

(従業者)

第58条 条例第158条の規定により読み替えて適用される条例第127条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 生活相談員 1以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、1(利用者(基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第136条第1項に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下この節において同じ。)の事業と同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が3を超える場合にあっては、1に、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 機能訓練指導員 1以上

(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 基準該当短期入所生活介護事業所には、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

3 第1項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

(設備等)

第59条 条例第158条の規定により読み替えて適用される条例第129条第4項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 次に定める基準

ア それぞれ必要な広さを有するものであること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上の面積であること。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所及び洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 前項に定めるもののか、基準該当短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、廊下の幅が利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものであることとする。

3 基準該当短期入所生活介護事業所に併設される事業所等の設備を利用することにより当該基準該当短期入所生活介護事業所及び当該併設される事業所等の効率的な運営が可能であり、かつ、当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者及び当該併設される事業所等の利用者の処遇に支障がない場合については、当該基準該当短期入所生活介護事業所には、条例第129条第3項第2号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる設備を設けないことができる。

(その他の基準)

第60条 第10条第3項及び第11条の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第3項中「基準該当介護予防訪問介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第41条第2項に規定する基準該当介護予防訪問介護事業者)」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第136条第2項に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護事業者)」と、「基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護)」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第136条第1項に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護)」と、「ついては、」とあるのは「ついては、指定介護予防サービス等基準条例第108条第4項及び」と、「第10条第1項及び第2項」とあるのは「第54条」と、「前2項」とあるのは「条例第127条第4項及びこの規則第58条」と、第11条中「基準該当介護予防訪問介護事業者が基準該当介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第139条の規定により読み替えて適用される指定介護予防サービス等基準条例第110条第3項及び指定介護予防サービス等基準規則第56条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第158条の規定により読み替えて適用される条例第129条第3項及びこの規則第59条」と読み替えるものとする。

2 前3条及び前項に定めるもののか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第1節(第45条、第46条第1項、第47条、第48条第1項及び第52条(第3条第5項及び第4条を準用する部分に限る。)を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護事業所」と

あるのは「基準該当短期入所生活介護事業所」と、これらの規定(第46条第2項及び第48条第2項を除く。)中「指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第46条第2項中「指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第136条第1項に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。)」と、「当該指定介護予防短期入所生活介護の利用者を当該指定短期入所生活介護」とあるのは「当該基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者を当該基準該当短期入所生活介護」と、「第128条」とあるのは「第156条」と、第48条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、「指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「基準該当短期入所生活介護に係る特例居宅介護サービス費用基準額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条中「読み替える」とあるのは「、第8条中「法定代理受領サービスに該当しない」とあるのは「第48条第2項の」と読み替える」とする。

第10章 短期入所療養介護

第1節 指定短期入所療養介護

(従業者)

第61条 条例第160条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所(条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)における同項第1号のアからキまでに掲げる従業者 利用者(指定短期入所療養介護事業者(同項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下この節において同じ。)が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下この節において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護(条例第159条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。)の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。)の事業と同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第65条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第25号。次条及び第67条において「介護老人保健施設基準規則」という。)第2条に定める介護老人保健施設の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上
- (2) 条例第160条第1項第2号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所における同号に定める従業者 利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

(3) 療養病床(条例第160条第1項第3号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設を除く。)である指定短期入所療養介護事業所における同号に定める従業者 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保するために必要な数以上

(4) 条例第160条第1項第4号に規定する診療所である指定短期入所療養介護事業所(前2号に規定する指定短期入所療養介護事業所を除く。)における同項第4号に定める従業者

当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、1(利用者及び入院患者の数が3を超える場合にあっては、1に、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上

2 前項第4号の指定短期入所療養介護事業所には、夜間における緊急連絡体制を整備し、看護職員又は介護職員を1人以上配置しなければならない。

(設備)

第62条 条例第161条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第55号。第67条において「介護老人保健施設基準条例」という。)第5条及び第6条並びに介護老人保健施設基準規則第3条及び第4条に定める介護老人保健施設の設備の基準を満たす設備
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(省令第143条第1項第2号に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。第67条において同じ。)に関するものを除く。)
 - (3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設を除く。)である指定短期入所療養介護事業所 次に定める設備
 - ア 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備
 - イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
 - イ 食堂及び浴室
 - ウ 機能訓練を行うための場所
 - エ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- (短期入所療養介護計画)

第63条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画について条例第164条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成したときは、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(指定短期入所療養介護事業所が行うことができる特殊な療法等)
 第64条 条例第165条第5号の規則で定める療法等は、省令第148条第5号に規定する厚生労働大臣が定める療法等とする。

2 条例第165条第6号の規則で定める医薬品は、省令第148条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品とする。

(条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数)
 第65条 条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において当該介護老人保健施設の入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟（省令第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下この号において同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)
 第66条 第3条第5項、第4条から第6条まで、第8条及び第48条の規定は、指定短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第58条」と、「前各項」とあるのは「第61条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準規則第59条」と、「条例第7条」とあるのは「第62条」と、第48条第5項中「第143条」とあるのは「第171条」と読み替えるものとする。

第2節 ユニット型指定短期入所療養介護

(設備)

第67条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護（条例第172条に規定するユニット型指定短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。）の事業を行う事業所をいう。以下この節において同じ。）について条例第161条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設基準条例第6条及び第44条並びに介護老人保健施設基準規則第4条及び第13条に定めるユニット型介

護老人保健施設（介護老人保健施設基準条例第2条第1項に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）

(条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数)

第68条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所について条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者（ユニット型指定短期入所療養介護事業者（ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行なう者をいう。次条において同じ。）がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（ユニット型指定介護予防サービス等基準条例第153条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この条において同じ。）の事業を行なう者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と同一の事業所において一括して運営する場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用等)

第69条 第55条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。

2 ユニット型指定短期入所療養介護の事業に対する第66条の規定の適用については、同条中「第62条」とあるのは、「第67条」とする。

3 第62条及び第65条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業には適用しない。

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 指定特定施設入居者生活介護

(従業者)

第70条 条例第178条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、1（利用者の数が100を超

(1) 看護職員については、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上	イ 看護職員については、次の(7)又は(4)に掲げる指定特定施設の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に定める員数であること。
(2) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)又は介護職員 次に定める基準	(7) 総利用者数が30を超えない指定特定施設 常勤換算方法で、1以上
ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、1(要介護者である利用者の数が3を超える場合にあっては、1に、当該利用者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上であること。	(4) 総利用者数が30を超える指定特定施設 常勤換算方法で、1に、総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
イ 看護職員については、次の(7)又は(4)に掲げる指定特定施設(条例第177条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に定める員数であること。	(3) 機能訓練指導員 1以上
(7) 利用者の数が30を超えない指定特定施設 常勤換算方法で、1以上	(4) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100を超える場合にあっては、1に、総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。)
(4) 利用者の数が30を超える指定特定施設 常勤換算方法で、1に、利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、常に1以上の指定特定施設入居者生活介護(前項に規定する場合にあっては、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護)の提供に当たる介護職員を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合における宿直勤務を行うものとして設定した時間帯については、この限りでない。
(3) 機能訓練指導員 1以上	4 第1項及び第2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第41条第1項本文の規定による指定を受ける場合は、推定数による。
(4) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。)	5 条例第178条第4項の規則で定める員数は、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上(指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人)とする。
2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第157条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下この条において同じ。)が指定特定施設入居者生活介護事業者(条例第177条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下この節において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第157条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この条において同じ。)の事業と指定特定施設入居者生活介護(条例第177条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この節において同じ。)の事業とを同一の施設において一体的に運営する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該指定特定施設の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。	6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成させるのに適当と認められる者でなければならない。
(1) 生活相談員 常勤換算方法で、1(利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100を超える場合にあっては、1に、総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上	(設備) 71条 条例第179条第1項ただし書の規則で定める要件は、第47条第2項に定める要件とする。
(2) 看護職員又は介護職員 次に定める基準	2 指定特定施設には、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室(条例第179条第2項第1号に規定する一時介護室をいう。次項において同じ。)を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保することができる場合にあっては機能訓練室を設けないことができる。
ア 看護職員又は介護職員の合計数は、次の(7)及び(4)に掲げる数を合計した数以上であること。 (7) 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下この条において「認定省令」という。)第2条第1項第2号に掲げる状態に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1	3 条例第179条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
(4) 常勤換算方法で、介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に掲げる状態に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1	(1) 介護居室(省令第177条第4項に規定する介護居室をいう。)次に定める基準 ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。 イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さであること。 ウ 地階に設けてはならないこと。 エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。 (2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。 (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 (4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 (5) 食堂及び機能訓練室 それぞれ機能を十分に発揮することが

<p>できる適當な広さを有すること。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、指定特定施設の設備の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものであること。</p> <p>(2) その他建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによること。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第72条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>(2) おむつ代</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの</p> <p>4 条例第193条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項各号に掲げる費用とする。</p> <p>(特定施設サービス計画)</p> <p>第73条 条例第185条第2項の規定による課題の把握は、適切な方法により行うとともに、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにするようを行わなければならない。</p> <p>2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画について条例第185条第4項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>3 条例第185条第4項の同意は、文書により得なければならない。</p> <p>4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成したときは、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 前各項の規定は、特定施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(条例第192条第2項第8号の規則で定める書類)</p> <p>第74条 条例第192条第2項第8号の規則で定める書類は、介護保険法施行規則第64条第3号に規定する書類とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第75条 第4条、第5条及び第8条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護事業者について準用する。この場合において、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第157条</p>	<p>第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第159条及び指定介護予防サービス等基準規則第68条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第179条及びこの規則第71条」と、第5条第1項、第4項及び第5項中「第8条」とあるのは「第180条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第2節 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 (従業者)</p> <p>第76条 条例第196条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、1(利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上</p> <p>(2) 介護職員 常勤換算方法で、1(利用者の数が10を超える場合にあっては、1に、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上</p> <p>(3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。)</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(条例第195条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下この節において同じ。)が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第177条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(条例第194条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この節において同じ。)の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第176条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)の事業と同一の指定特定施設において一體的に運営する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該指定特定施設の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、1(利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100を超える場合にあっては、1に、総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上</p> <p>(2) 介護職員 次のア及びイに掲げる数を合計した数以上 ア 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1 イ 常勤換算方法で、介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1</p> <p>(3) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100を超える場合にあっては、1に、総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。)</p> <p>3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利</p>
--	--

用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第41条第1項本文の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者を確保しなければならない。ただし、宿直勤務を行うものとして設定した時間帯にあっては、この限りでない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成させるのに適当と認められる者でなければならない。

(設備)

第77条 条例第197条第1項の規則で定める面積は、25平方メートルとする。

2 条例第197条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の遭遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(4) 食堂 機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。

3 前項に定めるもののほか、指定特定施設の設備の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものであること。

(2) その他建築基準法及び消防法の定めるところによること。

(受託居宅サービス事業者への委託)

第78条 受託居宅サービス（条例第194条に規定する受託居宅サービスをいう。以下この条において同じ。）に関する業務の委託は、次に定めるとおり行わなければならない。

(1) 受託居宅サービス事業者（条例第194条に規定する受託居宅サービス事業者をいう。以下この条において同じ。）は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならないこと。

(2) 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与（条例第204条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）及び指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下この条において同じ。）とすること。

(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その委託する業務について、受託居宅サービス事業者と契約を締結しなければならないこと。この場合において、委託する業務が指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護以外のサー

ビスの提供である場合には、当該提供の都度締結すれば足りるものであること。

(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務の委託については、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行なう受託居宅サービス事業所（条例第198条第4号に規定する受託居宅サービス事業所をいう。）において当該指定認知症対応型通所介護の提供を行なう受託居宅サービス事業者と契約を締結しなければならないこと。

(5) 第3号の契約には、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が受託居宅サービス事業者の業務について必要な管理及び指揮命令を行う旨の規定を定めなければならないこと。

(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならないこと。

(適用関係)

第79条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に対する第75条の規定の適用については、同条中「第159条」とあるのは「第179条」と、「第68条」とあるのは「第73条」と、「第179条及びこの規則第71条」とあるのは「第197条及びこの規則第77条」と、「第8条」とあるのは「第8条に規定する重要事項」と、「第180条第1項」とあるのは「第198条に規定する事項」とする。

2 第70条及び第71条（第1項を除く。）の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業には適用しない。

第12章 福祉用具貸与

第1節 福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員)

第80条 条例第205条第2項の規定により定める福祉用具専門相談員（同条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。第83条及び第88条において同じ。）の員数の基準は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 次の各号に掲げる事業を行う者が指定福祉用具貸与事業者（条例第205条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下この節において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、当該各号に掲げる事業と指定福祉用具貸与の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規定による基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。） 指定介護予防サービス等基準規則第76条第1項

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。） 指定介護予防サービス等基準規則第85条において準用する指定介護予防サービス等基準規則第76条第1項

(3) 指定特定福祉用具販売（条例第218条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。） 第89条において準用する前項

(設備等)

第81条 条例第206条第2項の規定により定める設備等の基準は、

次の各号に掲げる設備等の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 福祉用具（法第8条第12項に規定する福祉用具をいう。以下の条及び次条において同じ。）の保管のために必要な設備次に定める基準
 - ア 清潔であること。
 - イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することが可能であること。
- (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

2 指定福祉用具貸与事業者は、条例第212条第3項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

（利用料等の受領）

第82条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 条例第215条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項各号に掲げる費用とする。

5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく利用者が支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収することなどにより、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

（福祉用具貸与計画）

第83条 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画について条例第209条第4項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成したときは、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

3 前2項の規定は、福祉用具貸与計画の変更について準用する。（準用）

第84条 第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定福祉用具貸与の事業及び指定福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第187条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問介護

護」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第188条第1項及び指定介護予防サービス等基準規則第77条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第206条第1項及びこの規則第81条」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当福祉用具貸与

（基準該当福祉用具貸与の事業の基準）

第85条 第10条第3項及び第11条の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第10条第3項中「基準該当介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第41条第2項に規定する基準該当介護予防訪問介護事業者）」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第198条第2項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与事業者）」と、「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護）」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第198条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与）」と、「第10条第1項及び第2項」とあるのは「第76条第1項」と、「前2項」とあるのは「第80条第1項」と、第11条中「基準該当介護予防訪問介護事業者が基準該当介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者が基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第188条第1項及び指定介護予防サービス等基準規則第77条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第206条第1項及びこの規則第81条」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、基準該当福祉用具貸与の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第80条第2項、第82条第1項及び前条（第4条を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者」と、これらの規定（第82条第2項を除く。）中「指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「基準該当福祉用具貸与に係る特例居宅介護サービス費用基準額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、前条中「読み替える」とあるのは「第82条第2項の」と読み替える」とする。

第13章 特定福祉用具販売

（販売費用の額等の受領）

第86条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、その利用者から現に当該特定福祉用具（条例第218条に規定する特定福祉用具をいう。以下この条及び次条において同じ。）の購入に要した費用の額（次条において「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

- (2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
3 条例第220条第2項の規則で定める費用は、前項各号に掲げる費用とする。
(書類等の交付)

第87条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、その領収書及び次に掲げる書面を利用者に対して交付しなければならない。

- (1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称を記載した書面
(2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を証明した書面
(3) 当該特定福祉用具の概要を記載した書面
2 指定特定福祉用具販売事業者は、当該特定福祉用具の概要を記載した資料を利用者に交付する場合は、前項第3号の書面を交付することを要しない。

(特定福祉用具販売計画)

第88条 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画について条例第222条第4項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成したときは、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(準用)

第89条 第4条から第6条まで及び第80条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業及び指定特定福祉用具販売事業者について準用する。この場合において、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第201条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者」と、「指定介護予防訪問介護」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売」のと、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第188条第1項」と、「条例第7条」とあるのは「条例第224条において準用する条例第7条」と、第80条第2項第3号中「指定特定福祉用具販売（条例第218条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。）」第89条において準用する前項」とあるのは、「指定特定福祉用具貸与 前項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(条例附則第2項の規則で定める有料老人ホーム)
2 条例附則第2項の規則で定める有料老人ホームは、省令附則第13条に規定する厚生労働大臣が定める有料老人ホームとする。
(平成12年4月1日前から引き続き存する施設に関する経過措置)
3 平成12年4月1日前から引き続き存する省令附則第3条に規定する施設において指定短期入所生活介護を提供する場合における当該施設については、第47条第3項第1号のア及びイ、第2号並びに第4項の規定は、適用しない。
4 前項に規定する施設において基準該当短期入所生活介護を提供する場合における当該施設については、当該基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものにあっては、第59条

第1項第1号のア及びイ並びに第2号の規定は、適用しない。
(ユニット型指定短期入所生活介護事業所に関する経過措置)

5 平成15年4月1日前から引き続き存する指定短期入所生活介護事業所（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）に対する第53条第1項第1号の規定の適用については、同号のイの(イ)のb中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上の面積を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

(一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に関する経過措置)

6 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号。附則第10項において「平成23年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である指定短期入所生活介護事業所の設備及び運営に関する基準については、平成23年9月1日後最初の法第70条の2第1項の規定による指定の更新までの間は、同年8月31日において当該指定短期入所生活介護事業所が従うべき基準の例によることができる。

(病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院等である指定短期入所療養介護事業所に関する経過措置)

7 第62条の規定にかかわらず、省令附則第6条に規定する病院である指定短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 次に定める基準を満たす療養病床

ア 一の病室の病床数は、4床以下であること。
イ 病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上であること。

(2) 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えている機能訓練室

(3) 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂

(4) 身体の不自由な者が入浴するのに適した浴室

8 第62条の規定にかかわらず、省令附則第10条に規定する診療所である指定短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 次に定める基準を満たす療養病床

ア 一の病室の病床数は、4床以下であること。
イ 病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上であること。

(2) 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂

(3) 身体の不自由な者が入浴するのに適した浴室
(ユニット型指定短期入所療養介護事業所に関する経過措置)

9 平成17年10月1日前から引き続き存する指定短期入所療養介護事業所（同日以降に建物の規模又は構造を変更したもの除く。）は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所でない指定短期入所療養介護事業所とみなす。ただし、当該指定短期入所療養介護事業所が条例第10章第2節及びこの規則第10章第2節に定める基準を満たし、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所に係る指定短期入所療養介護事業者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

(一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に関する経過措置)

10 平成23年改正省令附則第2条第2項に規定する一部ユニット型

- 指定短期入所療養介護事業所である指定短期入所療養介護事業所の設備及び運営に関する基準については、平成23年9月1日後最初の法第70条の第2項の規定による指定の更新までの間は、同年8月31において当該指定短期入所療養介護事業所が従うべき基準の例によることができる。
- (指定特定施設に関する経過措置)
- 11 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第33号）附則第2条に規定する介護居室については、第71条第3項第1号のア及び第77条第2項第1号のアの規定は、適用しない。
- 12 平成18年4月1日前から引き続き存する老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（同日において建築中であったものも含む。）については、第77条第2項第1号のアの規定は、適用しない。
- (基準該当訪問入浴介護に関する経過措置)
- 13 基準該当訪問入浴介護については、当分の間、条例第45条第3項の規定は、適用しない。
- (指定訪問リハビリテーションに関する経過措置)
- 14 指定訪問リハビリテーションについては、当分の間、条例第75条の規定にかかわらず、条例第24条の規定は、準用しない。

健康長寿課介護支援室

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第23号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 介護予防訪問介護
 - 第1節 介護予防訪問介護（第3条—第9条）
 - 第2節 基準該当介護予防訪問介護（第10条—第13条）
- 第3章 介護予防訪問入浴介護
 - 第1節 介護予防訪問入浴介護（第14条—第17条）
 - 第2節 基準該当介護予防訪問入浴介護（第18条）
- 第4章 介護予防訪問看護（第19条—第22条）
- 第5章 介護予防訪問リハビリテーション（第23条—第25条）
- 第6章 介護予防居宅療養管理指導（第26条—第29条）
- 第7章 介護予防通所介護
 - 第1節 介護予防通所介護（第30条—第35条）
 - 第2節 基準該当介護予防通所介護（第36条）
- 第8章 介護予防通所リハビリテーション（第37条—第40条）
- 第9章 介護予防短期入所生活介護
 - 第1節 指定介護予防短期入所生活介護（第41条—第48条）
 - 第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（第49条—

- 第52条)
- 第3節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第53条—第57条）
- 第10章 介護予防短期入所療養介護
- 第1節 指定介護予防短期入所療養介護（第58条—第63条）
- 第2節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（第64条—第66条）
- 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護
- 第1節 指定介護予防特定施設入居者生活介護（第67条—第71条）
- 第2節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（第72条—第75条）
- 第12章 介護予防福祉用具貸与
- 第1節 介護予防福祉用具貸与（第76条—第80条）
- 第2節 基準該当介護予防福祉用具貸与（第81条）
- 第13章 特定介護予防福祉用具販売（第82条—第85条）
- 附則
- 第1章 総則
- (趣旨)
- 第1条 この規則は、介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- (定義)
- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 利用料 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第53条第1項の規定による介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
 - (2) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
 - (3) 特例介護予防サービス費用基準額 法第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に基準該当介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
 - (4) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 第2章 介護予防訪問介護
- 第1節 介護予防訪問介護
- (訪問介護員等)
- 第3条 条例第5条第1項の規定により指定介護予防訪問介護事業所（同項に規定する指定介護予防訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）ごとに置かなければならない訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
- 2 条例第5条第2項の規定により指定介護予防訪問介護事業所ごとに常勤の訪問介護員等のうちから選任しなければならないサー